

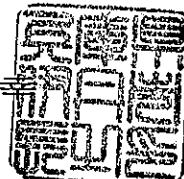
国土交通省
道企第1276号

19.5.31

伊基都道整第 P25 号
平成19年5月 8日

国土交通省道路局長様

伊丹市長 藤原保



中期的な計画の作成にあたってのご意見の提出について(回答)

平成19年4月2日付け 国道企第114号 で依頼のありましたみだしのことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

国土交通省（道路局）中期計画の策定にあたっての意見（回答）

兵庫県伊丹市

1. 今後の道路政策や道路整備等について、重点化を進める上で特に優先度の高い政策

都市部の道路政策は自ずと地方部とは異なるが、阪神東部地域全体として経済効果等から国主導で総合的・重点的に政策を推進するよう御願いしたい。

○本市は、大阪府・兵庫県境に位置しており、空港を地域資源として活用したいがアクセスが不充分である。大阪国際空港は国家的な交通結節点であるため、国の支援による兵庫県側からのアクセス整備が必要である。

○地域産業の振興に寄与するため、市内の主要幹線道路（特に兵庫県管理道路等）で未整備区間を早期に完成させることが当面の課題である。また、現在、後期（平成 20 年～24 年）都市計画道路整備プログラムの見直しを行っているが、整備効果を上げるため重点的な投資を考えている。これに係る国からの支援が必要である。

2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

地方では社会保障費の増大等により道路事業の財源確保が困難になっている。《（真に必要な道路整備）は、計画段階から住民の参画により合意形成を図りつつ、総合的に判断し、拡幅等による改良事業についても事業手法・コスト縮減・維持管理での地域住民の協働等を勘案し、短期間に集中的に対応することが肝要である。》

3. その他道路政策や道路の整備・管理全般に関すること

○国道 171 号は本市を通過する基幹道路であるが現況は歩道幅員が狭い。安全な歩行空間を確保するため歩道の抜本的改良を要望する。

○厳しい財政状況から、市道の危険度把握への支援や、効率的な維持管理を行うための支援を要望する。

○生活道路の整備（狭小道路の拡幅、危険箇所の改良等）に係る身近な要求は、地方の裁量に任せて貰えないか。